

むつ市開発行為に伴う消防水利施設設置に関する事務処理要領

平成27年11月25日

むつ市告示第122号

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく開発行為に伴う消防水利施設（同法第33条第1項第2号に定める消防の用に供する貯水施設をいう。以下同じ。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領の規定は、市の区域内において行われる開発行為に適用する。

(消防水利施設の基準)

第3条 消防水利施設については、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定に基づく消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に定めるところによる。

(事前協議)

第4条 開発事業者（以下「申請者」という）は、消防水利施設について、消防水利の基準に適合させるため、事前に、次の事項について、下北地域広域行政事務組合消防長（以下「消防長」という。）と協議するものとする。

- (1) 消防水利施設の要否
- (2) 消防水利施設の種別及び数量
- (3) 消防水利施設の場所

2 申請者は、消防水利施設の設置の申請に当たり、事前に、次の事項について、市長と協議するものとする。

- (1) 消防水利施設の帰属管理
- (2) 消防水利施設用地の帰属管理

(協議申請)

第5条 申請者は、前条の規定による事前協議において合意に達し、協議を申請する場合は、市長に消防水利施設協議申請書（様式第1号）を提出するものとする。この場合において、次の図書を2部添付しなければならない。

- (1) 開発地に係る添付図書
 - ア 開発場所及び区域図

- イ 消防水利施設の位置図
- ウ 付近配置図（消防水利施設及び隣接境界線、道路等を明示すること。）
- エ 土地利用計画図（予定建築物等がある場合は、明示すること。）

(2) 防火水槽については、次の図書を添付しなければならない。

- ア 平面図（標識設置位置明示）
- イ 断面図及び側面図
- ウ 配筋図
- エ 鉄筋重量計算表
- オ コンクリート配合表
- カ 容量計算表

(3) 消火栓については、次の図書を添付しなければならない。

- ア 消火栓構造図
- イ 水道配管系統図

2 消防水利施設の管理及び帰属又は消防水利施設用地の帰属が、申請者となる場合は、消防水利施設維持管理確約書（様式第2号）を提出しなければならない。

（審査）

第6条 前条の規定による協議申請があった場合には、市長は、消防長に対し、当該協議申請の内容が、消防水利の基準に適合しているかについて、審査を依頼するものとする。

（協議成立書の交付）

第7条 消防水利施設協議申請書が消防水利の基準に適合し、合意に達した場合は、市長は、消防水利施設協議成立書を、申請者に交付するものとする。

（消防水利施設の変更の取扱い）

第8条 申請者から消防水利施設の変更の申出があった場合は、変更申請内容が消防水利の基準に適合するよう事前協議するものとする。なお、協議事項については、第4条及び第5条第2項の規定を準用する。

2 申請者は、前項の規定による事前協議において合意に達し、協議を申請する場合は、消防水利施設変更届出書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による変更申請書が消防水利の基準に適合する場合は、市長は、消防水利施設変更に対する同意書を申請者に交付するものとする。

（工事の着工届及び中間検査）

第9条 申請者が消防水利施設を設置しようとするときは、工事の着工の10日前までに、消防水利施設工事着工届出書（様式第4号）を市長に提出し、工事の施工に当たっては、次の事項について、中間検査を実施するものとする。

(1) 防火水槽

ア 床堀

イ ベース配筋及び側面配筋（二次製品にあつては、据付け、組立て及び緊張）

ウ スラブ配筋

エ 防水モルタル厚

オ 漏水状況

(2) 消火栓（水道配管に消火栓本体を取り付けるとき。）

2 前項の中間検査は、市関係職員及び下北地域広域行政事務組合消防職員が立会いをするものとする。

3 中間検査の結果、規格どおり施工されていない場合は、ただちに、改修又は工事の中止を指示するものとする。

（完成検査）

第10条 消防水利施設が完成したときは、消防水利施設工事完成検査願（様式第5号）を提出するものとする。

2 前項の届出書が提出された場合には、次の事項について、検査を行うものとする。

(1) 防火水槽

ア 防火水槽の規格どおりの躯体の仕上がり状況

イ 付帯工事事項の仕上がり状況

ウ 消防水利標識の状況

(2) 消火栓

ア 位置の確認

イ 消火栓の規格どおりの躯体の仕上がり状況

ウ 放水圧力試験

エ 消防水利標識の状況

3 完成検査の立会いについては、前条第2項の規定を準用する。

4 前項の検査の結果、工事が規格どおりに施工されていないとき、又はこの要領の規定に適合していないときは、市長は、ただちに、改修を指示するものとする。

(完成検査の結果)

第11条 市長は、開発行為に伴い、消防水利施設が設置され、規格どおり完成していることを検査し、及び確認したときは、消防水利施設完成検査済証を申請者に交付するものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。